

兵庫県公報

平成27年10月2日 金曜日 第2736号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく聴聞の実施（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	5
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 入札公告（管理課）	7
○ 同 上（同）	10
公安委員会告示	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	12

告 示

兵庫県告示第816号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項及び第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 日時
平成27年10月7日（水）午前10時から午前11時まで
- 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第2号館11階南側会議室
- 内容
行政書士田中浩（日本行政書士会連合会登録番号02303452号）の行政書士法第1条の3ただし書きに違反する事実

~~~~~

### 兵庫県告示第817号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

神吉大池土地改良区  
退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事   | 神 吉 耕 藏 | 加古川市東神吉町神吉1223番地の3 |
| 同     | 藤 河 昌 信 | 同 市西神吉町宮前679番地     |
| 同     | 植 原 章 五 | 同 市東神吉町神吉1713番地    |
| 同     | 井 上 正 幸 | 同 市西神吉町宮前469番地     |
| 同     | 神 吉 利 明 | 同 市東神吉町神吉1419番地の1  |
| 同     | 西 川 敏 彦 | 同 市東神吉町天下原181番地の2  |
| 同     | 堀 田 忠 良 | 同 市西神吉町鼎754番地      |
| 同     | 宗 佐 長   | 同 市西神吉町鼎649番地の1    |
| 同     | 田 中 登   | 同 市西神吉町西村222番地の2   |
| 同     | 藤 本 豊 作 | 同 市西神吉町中西79番地の4    |
| 監 事   | 大 西 勝 善 | 同 市東神吉町神吉1059番地    |
| 同     | 永 井 茂 規 | 同 市東神吉町天下原54番地の7   |
| 同     | 橋 本 邦 男 | 同 市西神吉町宮前176番地の1   |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                |
|-------|---------|--------------------|
| 理 事   | 神 吉 耕 藏 | 加古川市東神吉町神吉1223番地の3 |
| 同     | 藤 河 昌 信 | 同 市西神吉町宮前679番地     |
| 同     | 植 原 章 五 | 同 市東神吉町神吉1713番地    |
| 同     | 井 上 正 幸 | 同 市西神吉町宮前469番地     |
| 同     | 神 吉 利 明 | 同 市東神吉町神吉1419番地の1  |
| 同     | 西 川 敏 彦 | 同 市東神吉町天下原181番地の2  |
| 同     | 堀 田 忠 良 | 同 市西神吉町鼎754番地      |
| 同     | 富 木 茂 樹 | 同 市西神吉町鼎642番地      |
| 同     | 田 中 登   | 同 市西神吉町西村222番地の2   |
| 同     | 藤 本 豊 作 | 同 市西神吉町中西79番地の4    |
| 監 事   | 大 西 勝 善 | 同 市東神吉町神吉1059番地    |
| 同     | 長 井 義 弘 | 同 市東神吉町天下原542番地の1  |
| 同     | 橋 本 邦 男 | 同 市西神吉町宮前176番地の1   |

## 西脇市西脇土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所                    |
|-------|---------|------------------------|
| 理 事   | 笹 倉 敬 三 | 西脇市寺内75番地              |
| 同     | 小 澤 清 司 | 同 市大垣内337番地            |
| 同     | 徳 岡 敏 昭 | 同 市嶋14番地               |
| 同     | 高 岡 雅 昭 | 同 市上戸田66番地             |
| 同     | 福 井 昌 昌 | 同 市津万219番地の4           |
| 同     | 高 瀬 善 久 | 同 市嶋262番地の2            |
| 同     | 足 立 秋 男 | 同 市大垣内55番地の2           |
| 同     | 笹 倉 義 之 | 同 市寺内56番地              |
| 同     | 岡 本 克 行 | 同 市西嶋71番地              |
| 同     | 藤 井 照 通 | 同 市蒲江335番地             |
| 同     | 前 田 幸 之 | 同 市坂本338番地             |
| 同     | 村 岡 和 夫 | 同 市大野539番地の65 市営住宅770号 |
| 監 事   | 高 岡 吉 和 | 同 市津万241番地             |
| 同     | 松 本 勝 彦 | 同 市寺内403番地の1           |
| 同     | 片 岡 徹   | 同 市西嶋135番地             |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所      |
|-------|---------|----------|
| 理 事   | 徳 岡 敏 昭 | 西脇市嶋14番地 |

|     |         |                        |
|-----|---------|------------------------|
| 同   | 小 澤 清 司 | 同 市大垣内337番地            |
| 同   | 高 瀬 善 久 | 同 市嶋262番地の2            |
| 同   | 高 岡 利 幸 | 同 市上戸田59番地の2           |
| 同   | 徳 岡 多加志 | 同 市津万112番地             |
| 同   | 岡 澤 修   | 西宮市宝生ヶ丘1丁目19番9号        |
| 同   | 稲 垣 研 二 | 西脇市大垣内338番地            |
| 同   | 笹 倉 忠 三 | 同 市寺内70番地              |
| 同   | 藤 井 邦 彦 | 同 市西嶋52番地              |
| 同   | 藤 井 照 通 | 同 市蒲江335番地             |
| 同   | 宮 崎 博 行 | 同 市坂本453番地の1           |
| 同   | 早 崎 忠 志 | 同 市大野503番地の1           |
| 監 事 | 村 岡 和 夫 | 同 市大野539番地の65 市営住宅770号 |
| 同   | 高 岡 雅 昭 | 同 市上戸田66番地             |
| 同   | 笹 倉 義 之 | 同 市寺内56番地              |



**兵庫県告示第818号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成27年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 市西土地改良区  | 平成27年9月9日 |
| 湊里土地改良区  | 平成27年9月9日 |



**兵庫県告示第819号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年9月14日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事業名        | 地区名   | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所  |
|------------|-------|--------------------------|--------|
| 農村地域防災減災事業 | 馬頭池地区 | 平成27年10月2日から<br>同 月22日まで | 加古川市役所 |



**兵庫県告示第820号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友大阪セメント株式会社赤穂工場  
赤穂市折方字中水尾1513番地  
常務執行役員赤穂工場長 中 川 藤外志
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友大阪セメント株式会社赤穂工場  
赤穂市折方字中水尾1513番地
- (3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |                     |     |
|--------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|-----|
| 種                                                | 類                       | 71号の2 イ 洗浄施設        |     |
| 能                                                | 力                       | 20m <sup>3</sup> /分 |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                         | 許可後                 |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                         | 着手後1箇月              |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                         | 完成後                 |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                         | 8時～17時 8時間          |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                         | なし                  |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通 常                 | 最 大 |
|                                                  | 水 素 イ オン 濃 度<br>(水素指数)  | 5                   | 8   |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 1未満                 | 1未満 |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 3                   | 3   |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 1未満                 | 1未満 |
|                                                  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 2                   | 5   |
|                                                  | りん 含 有 量<br>(単位 mg/L)   | 0.1                 | 0.2 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 0                   | 0.1 |

備考 汚水等は外部処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年10月2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第821号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量(オルソ作成)

- 2 作業期間  
平成27年10月30日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域  
洲本市及び淡路市



**兵庫県告示第822号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年10月2日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年10月2日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                 |               |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>上三河平福線 | 佐用郡佐用町庵字久保836番1から<br>同 郡同 町庵字下河内802番1まで | 旧  | 5.0から<br>16.0まで | 290.0         |    |
|              |                                         | 新  | 8.0から<br>21.0まで | 249.0         |    |



**兵庫県告示第823号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民センター長から報告があった。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
平成27年10月14日（水）午前10時から午前11時まで
- 2 場所  
西宮市榎塚町2-28 兵庫県西宮庁舎 4階会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社清太不動産  
代表者氏名 清水 将 太  
事務所所在地 尼崎市神崎町2番16号  
免許番号 兵庫県知事(1)第204227号  
免許年月日 平成26年10月15日

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市野村町茜が丘16番1、17番1、18番1、20番1、21番1、22番1の一部、23番1の一部、77番、78番の一部、79番、83番、84番、86番、87番の一部、89番、90番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

西脇市郷瀬町605番地  
西脇市長 片 山 象 三

- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年7月30日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-13-2号（25西脇）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町西田原字上野田1846番1、1848番1、1849番1、1848番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市松陽三丁目3番地の2  
東伸株式会社 代表取締役 山 下 正 雄
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年7月31日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-46-2号（26福崎）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町黍田字片又63番1の一部、64番1の一部、65番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町山津屋26番地1  
有限会社神戸興産 代表取締役 岸 康 裕
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年8月27日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-43-2号（26たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町阿曾字竹ノ後659番、660番1、667番、668番、669番1、670番1、670番2、671番1の一部、671番2の一部、672番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町山津屋37番地1  
三徳倉庫株式会社 代表取締役 金 田 一 徳
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年9月9日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-31-4号（25太子）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市緑ヶ丘二丁目1168番4の一部、1168番5の一部、1169番の一部、1170番の一部、1178番2の一部、1179番、1180番の一部、1181番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
相生市若狭野町入野1814番地2  
高田 哲 藏
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年9月10日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-49-2号（26相生）

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年10月2日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
県立特別支援学校大型スクールバス 2台
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成28年3月31日（木）
  - (4) 納入場所  
兵庫県立阪神特別支援学校（西宮市田近野町11-7）  
兵庫県立こやの里特別支援学校（伊丹市瑞ヶ丘2-3-2）
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 大谷

電話 (078) 341-7711 内線4946 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年10月2日(金)から同月16日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

平成27年11月11日(水) 午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成27年11月10日(火)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。なお、同システムは毎日午前9時から午後8時までの間利用できる。(県の休日を除く。)

ア 参加申込みの期間

平成27年10月2日(金) 午前9時から同月16日(金) 午後4時まで

イ 入札の日時

平成27年11月4日(水) 午後5時から同月11日(水) 午前11時まで

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年10月5日(月)から同月27日(火)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年10月2日(金)から同月16日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、10月16日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年11月4日(水) 午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年11月9日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年11月26日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

2 Large school bus

## (3) Delivery period: March 31, 2016

## (4) Delivery place:

Hanshin school for students and children with special needs

Koyanosato school for students and children with special needs

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 16, 2015

## (6) Deadline for tender:

11:00 November 11, 2015 by direct delivery, electronic bidding system



上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年11月10日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。なお、同システムは毎日午前9時から午後8時までの間利用できる。（県の休日を除く。）

ア 参加申込みの期間

平成27年10月2日（金）午前9時から同月16日（金）午後4時まで

イ 入札の日時

平成27年11月4日（水）午後5時から同月11日（水）午前11時30分まで

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年10月5日（月）から同月27日（火）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年10月2日（金）から同月16日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、10月16日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年11月4日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年11月9日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年11月26日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

4 Small school buses equipped with wheelchair lifts

(3) Delivery period: March 31, 2016

(4) Delivery place:

Uegahara school for students and children with special needs

Nishiharima school for students and children with special needs

Awaji school for students and children with special needs

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 16, 2015

(6) Deadline for tender:

11:30 November 11, 2015 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 November 10, 2015 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Otani, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4946

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第302号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年10月2日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

## 1 講習の種別、実施期日等

## (1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

## (2) 実施期日

平成27年11月9日（月）から同月12日（木）までの4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

## 2 受講対象者

受講対象者に制限はない。

## 3 受付期間等

## (1) 受付期間

平成27年10月13日（火）から同月23日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

## (2) 受付定員

40人

## 4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

## 5 申込時の提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書1通

## 6 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として、受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

## 10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（078）341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話（078）252-0166